

## 農耕作業用自動車・小型特殊自動車をお持ちの方へ

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォークリフト、ショベルローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の課税対象です。

該当する車両を取得した方、または標識（ナンバープレート）の交付を受けていない車両を所有している方は、速やかに標識の交付を受けてください。

注1）使用している、していないに関わらず、所有していれば軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

注2）軽自動車税の課税対象となる車両は、固定資産税（償却資産）の対象外です。

### 軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車等

区分	農耕作業用自動車	農耕作業用以外
税額（年税額）	2,400円	5,900円
構造（※1）	トラクター、田植機、農業用薬剤散布車、コンバイン、農耕作業用トレーラ、など 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの）	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、ダンパ、ロータリー除雪自動車、など 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車など
最高速度（※2）	35km/h未満	15km/h未満
自動車の 大きさ （※3）	長さ	制限なし
	幅	制限なし
	高さ	制限なし
		4.7m以下
		1.7m以下
		2.8m以下

※1 乗用装置があるもの（農耕作業用トレーラを除く）

※2 農耕作業用トレーラは、けん引するトラクターの最高速度で車種区分が決まります。

※3 自動車の大きさ又は最高速度が上記の範囲外であれば、「大型特殊自動車」に該当し、事業の用に供するものは固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

#### よくある質問

問：道路は走行せず、敷地内や田畑でしか使いませんが、手続きが必要ですか？

答：公道の走行に関わらず標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

問：標識をつけたまま解体業者に渡した場合はどうすればよいですか？

答：標識がないと廃車の手続きができません。別途申し立てを行うことで翌年度以降の課税を保留できる場合がありますので、下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先 大網白里市役所 税務課 市民税班 0475(70)0321